



さわやかな秋晴れの日々が続くこの頃、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか？秋の月にうっとりとお見とれ虫の音を聞きながら、秋の夜の風情をお子様たちと楽しんでみるのもいいですね。

センターでは利用会員さん、ヘルパー会員さんの相互援助活動が円滑に進むようお手伝いしていきたいと思っております。

元年度 第2回 ヘルパー研修

9月5日・9月13日にヘルパー研修が行われました。新たなヘルパーさん2名が登録されました。これからのサポート活動よろしく願います。

救命救急講習開催のご報告

ファミリーサポートセンタータックでは、ヘルパー会員（有償ボランティア）向けにパル中原で、救命救急講習を開催しました。子どもがケガをしたり、呼吸が止まったり、水の事故に巻き込まれたり、救急車の到着までの時間をどのように行動したらいいのか、パニックにならない様に適切な行動や心肺蘇生法・AEDの使い方などを学びました。お子様の大切な命をお預かりする支援です。安心安全な活動をしていきたいと思っております。



ヘルパー会員さんは3年に1回は必ず受講してください。

☆ヘルパーさん募集のお知らせ☆

【子育てをサポートして下さる方を募集します】

サポートセンターでは利用会員さんが日々増え続けています。ご近所やお知り合いの方でヘルパー会員さんや両方会員さんになっていただける方がいらっしゃいましたら研修会がありますのでお声をかけてください。

1日目：令和 元年 11月 6日(水)

13時10分～17時00分(受付13時～)

川崎市総合自治会館 (中原区小杉町3-1 第4会議室)

2日目：令和 元年 11月 13日(水)

9時20分～17時00分(受付9時～)

多摩区役所 6階601会議室

★詳しくはサポートセンターまでお問合せ下さい★



会費更新のお知らせ

更新月が近い利用会員さんにはハガキ・メール(メーリングリスト登録者)にてお知らせいたします。更新月の20日迄に下記の口座に年会費1200円をお振込下さい。振込人名義は《**会員番号+会員名**》でお願いします。

例：会員番号N999 中原たつく→《**N999 ナカハラタツク**》

同姓同名の会員様がいらっしゃいますので、名前の前に会員番号を入れてください。期日までに入金の確認ができない方は、退会の手続きを取らせていただきますのでご了承下さい。

尚、退会のご希望の方はセンターまでご連絡頂きますようお願いいたします。

【振込先】川崎信用金庫 宮内支店 普通口座 0279642

特定非営利活動法人ワーカーズコープ代表理事 たしま ようこ 田嶋 羊子

お問い合わせ

サポートセンタータック 月～金 午前9時～午後5時

TEL 044-948-8915 FAX 044-740-3970

メール：ktfitack@roukyou.gr.jp

ホームページ：<http://ktfitack.roukyou.gr.jp/>

対象となる施設

川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設（認可外）、一時保育、年度限定型保育、病児・病後児保育、**ふれあい子育てサポート**、ベビーシッター

◎無償化の対象となるためには、新しい認定手続き
「子育てのための施設等利用給付認定」が必要となります。

◎施設に支払った利用料の払い戻しの方法

一旦、利用料はこれまで通り認可外保育施設などにお支払いいただき、領収書と提供証明書を施設からもらいます。領収書と提供証明書と請求書を川崎市へ送付し、内容を審査した後、申請者名義の銀行口座に振り込みます。複数施設をご利用している方につきましては、まとめて申請していただきます。支払いは年4回を予定しています

- ①利用料の支払い
- ②領収書と提供証明書の発行
- ③施設等利用費の申請(②と請求書)
- ④施設等利用費の支払い(銀行振込)

※施設類型によっては、施設等利用費のお支払い方法が異なる場合があります。
※ふれあい子育てサポートを利用された場合は、領収書・提供証明書にかわり活動報告書が提供会員から発行されますので、③施設等利用費の申請の際には、領収書・提供証明書ではなく活動報告書を添付してください。

◎「ふれあい子育てサポート」の送迎のみの利用は無償化の対象外となります。

◎無償化の対象施設は川崎市のHPに掲載しています。掲載のない施設は無償化の対象外ですので、ご注意ください。

◎無償化の対象施設は川崎市のHPに掲載しています。掲載のない施設は無償化の対象外ですので、ご注意ください。

◎「病児・病後児保育」の昼食代・おやつ代などの実費徴収は、無償化の対象外となります。

総合案内／サンキューコールかわさき TEL 044-200-3939
問い合わせ先（平日：午前8時～午後9時）

[ふれあい子育てサポート]

川崎市こども未来局総務部 企画課 TEL 044-200-2848

幼稚園・保育所などの利用料が無償化されます。

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されます。無償化の内容は子どもの年齢や利用している施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や、延長保育料や給食費など無償化の対象外となる費用もあります。

対象となる子どもたちは、2つのグループに分けられます。

●3～5歳児クラス（すべての子ども）



●0～2歳児クラス（市民税非課税世帯の子ども）



無償化の内容は施設によって異なります。大きく3つのケースに分類できます。

- CASE1 認可保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業
CASE2 川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設（認可外）
一時保育、年度限定型保育、ふれあい子育てサポート、病児・病後児保育、ベビーシッター
CASE3 幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）

※障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担も無償化されます。
（満3歳になった後の最初の4月1日から3年間）

無償化の対象外となる費用・標準的な利用料以外にかかる費用は対象外となります。

- ①給食費（主食＋副食）②延長保育料 ③日用品・文房具費、行事費、制服代、通園バス費などの実費徴収

